

佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年3月10日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第2号

佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県消費者行政活性化基金条例（平成21年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成26年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成27年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。